

資 料 編

資料 1

「母子及び父子並びに寡婦福祉法」関係の改正の概要

<ひとり親家庭等の支援機関に婦人相談員を追加>

・母子家庭の母及び児童の生活の安定と向上のために相互に協力しなければならない関係機関に婦人相談員を追加する。(法第8条の2第1項)(平成28年法律第63号)

<母子・父子自立支援員の非常勤規定の削除>

・母子・父子自立支援員は、業務内容がひとり親家庭等への相談・指導等に特定されていること等から、非常勤として、幅広く民間から適任者を採用することが適当として非常勤を原則と規定してきたが、任用を都道府県知事等において判断できるよう、非常勤を原則とする規定を削除。(法第8条第3項)(平成28年法律第63号)

<母子父子寡婦福祉資金貸付>

・事業開始資金、就職支度資金、生活資金等に係る母子父子寡婦福祉資金の貸付け限度額を上げるよう改正。(令第7条、令第31条の5、令第36条)(平成28年政令第176号、平成29年政令第97号、平成31年政令第117号)

・修学資金の種別に「大学院」への修学に関するものを追加するよう改正。(令第7条第3号、令第31条の5第3号、令第36条第3号)(平成30年政令第109号)

・修学資金、修業資金、就職支度資金の保証人を立てない場合で、据え置き期間経過後の利率を年1.5%から年1%に改正。(令第8条第4項、令第31条の6第4項、令第37条第4項関係)(平成28年政令第176号)

<自立支援教育訓練給付金>

・自立支援教育訓練給付金の支給割合を20%から60%にするよう改正するとともに、支給額の上限を10万円から20万円に、下限を4千円から1万2千円に改正。(令第27条第3項関係)(平成28年政令第176号)

・雇用保険法の規定による教育訓練給付金の支給を受けることができる者が自立支援教育訓練給付金の対象講座を受講した場合に、教育訓練給付金の支給を受けることができない者に支給する自立支援教育訓練給付金との差額を支給できるように改正。(令第27条第3項関係)(平成29年政令第97号)

・未婚のひとり親が自立支援教育訓練給付金の支給を受ける場合の所得の算定を行う場合に、寡婦・寡夫控除のみなし適用を行うよう改正。(令第27条関係)(平成30年政令第232号)

・雇用保険法等の規定による専門実践教育訓練給付金の指定講座(専門資格を取得するものに限る。以下「専門実践教育訓練講座」)等を自立支援教育訓練給付金の支給対象に加え、併せて専門実践教育訓練講座を受講した場合の支給金額の上限を修学年数に20万円を乗じた額(上限80万円)に上げる。(令第27条第3項関係)(平成31年第117号)

<高等職業訓練促進給付金等>

・高等職業訓練促進給付金等の受給対象を養成機関に2年以上修学するとしていたものを1年以上に変更するよう改正。(令第28条、第29条関係)(平成28年政令第176号、平成29年政令第97号)

・支給期間を24月から段階的に48月上限にするよう改正。(令第28条第4項関係)(平成28年政令第176号、平成31年第117号)

・未婚のひとり親が高等職業訓練促進給付金等の支給を受ける場合の所得の算定を行う場合に、寡婦・寡夫控除のみなし適用を行うよう改正。(令第28条第2項関連)(平成30年政令第232号)

・高等職業訓練促進給付金の支給金額について、養成機関における課程の修了までの期間の最後の12か月の支給月額について、4万円を増額するよう改正。(令第28条第3項関連)(平成31年第117号)